

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第28回）

## 中国における均等論と禁反言

## ～薬品特許の技術的範囲に属するか否かの訴訟～

中外製薬株式会社  
上訴人（原審原告）  
温州海鶴薬業有限公司  
被上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

中国専利法第4次改正により、薬品販売のレビューと承認過程において、薬品販売の許可申請人及び関連する特許権者または利害関係人は、申請登録の薬品に関連する技術方案が他人の薬品特許権の保護範囲に属するか否かの判決を求めることができるようになった（専利法第76条）

本事件では特許権者である原告が、対象ジェネリック医薬品が特許の技術的範囲に属するとの確認を求める訴訟を提起したが、無効宣告手続において行った補正により禁反言が生じたとして、技術的範囲に属しないとの判決<sup>1</sup>が下された。

## 2. 背景

### (1) 特許の内容

中外製薬株式会社（原告）は「ED-71製剤」と称する発明特許第200580009877.6号（877特許）を有している。877特許は骨粗鬆症に関する技術であり2005年2月7日に国家知識産権局に出願され、2010年12月8日に登録された。

### (2) 訴訟の経緯

対象特許の上市薬品は“イデカルシトールソフトカプセル（剤型：カプセル；規格：0.75 $\mu$ g；批准番号：国薬准字HJ20200058）”、適応症は骨粗鬆症である。原告は上述の薬品について既に登記プラットフォーム上で登記を完了している。

原告は登記プラットフォームにおいて、対象特許に対し特許情報登記を行った。登記情報において、上市薬品と対象特許請求項の対応関係は1-7であると示し、特許類型は化学薬品の活性成分を含む薬物組成物の特許であり、上述の登記情報は既に2021年7月13日に公開されている。

1 最高人民法院2022年8月5日判決（2022）最高法知民終905号